

令和4年9月30日

主催 神戸東労働基準協会（共催：神戸西、西宮労働基準協会）

令和4年度 第3回 職長、職長・安全衛生責任者 能力向上教育のご案内

令和2年3月31日に厚生労働省より、製造業における職長能力向上教育（再教育）が通達として発出され、職長に対し、新たにその職務に就くこととなった後概ね5年ごと及び機械設備等を大幅に変更した時に、標記教育を実施することが求められます。

つきましては、下記により本教育を実施しますので、多数受講されますようご案内します。
なお、本教育は製造業を対象に行うものになります。

記

1. 日 時 令和4年12月6日（火）8：50～17：00（受付は8：20から）
2. 会 場 神戸線条工場コミュニティセンター
（神戸市灘区浜田町4-1）
3. 定 員 20名（受付終了日：令和4年11月28日ただし定員になり次第締め切ります。）
4. 受講料（テキスト代含む、消費税込み）

職長	8,140円	（非会員 10,340円）
職長・安全衛生責任者	8,690円	（非会員 10,890円）
5. 受講申込方法
 - ・裏面申込書によりファクシミリでお申し込みください。FAX 番号 0798-33-2298
 - ・職長、職長・安全衛生責任者教育修了証の写しを申込書に必ず貼付ください。
 - ・受講票は、受付後ファクシミリにて送信します。
 - ・受講料の振込先は、三井住友銀行西宮支店（普通預金）No.1028084 西宮労働基準協会です。
6. 修了証の交付
本教育終了後、神戸東労働基準協会名による修了証を交付します。
7. 受講時の準備品
受講票、筆記用具、本人確認書類（運転免許証、健康保険証、社員証等）
「職長教育修了証」又は「職長・安全衛生責任者教育修了証」、マスク、昼食、認印 等
8. その他
 - ・納入された受講料は、原則返金しません。ただし、受講者の変更は可能です。
 - ・遅刻、早退等は受講無効扱いとし、原則修了証は交付しません。
 - ・会場には公共交通機関でお越しくください。（自動車、バイク、自転車等の駐車場はありません）
 - ・個人情報当事務所が責任を持って管理し、本講習以外には使用しません。

《 講習カリキュラム 》

科 目	範 囲	規定時間
受付 (8:20 ~ 8:50)		
オリエンテーション (8:50 ~ 9:00)		
職長として行うべき 労働災害防止および 労働者に対する指導 又は監督の方法に関 すること (9:00~14:00) (休憩時間 1 時間含む)	1. 基本事項 ① 職長等の役割と職務 ② 製造業における労働災害の動向 ③ 「リスク」の基本的考え方を踏まえた職長等として行うべき労働災害防止活動 ④ 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置 ⑤ 異常時における措置 ⑥ 部下に対する指導力の向上 (リーダーシップ等) ⑦ 関係法令に係る改正の動向	2.0 時間
	2. 専門項目 ・労働安全衛生マネジメントシステムの仕組み	2.0 時間
グループ演習 (14:10~16:20) (休憩時間 10 分含む)	3. グループ討議 ・危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置	2.0 時間
安全衛生責任者 (16:30~17:00)	安全衛生責任者の役割と職務	0.5 時間